

南区子育て支援キャラクターの使用に関する要綱

令和5年4月21日 南区長決裁
令和7年9月19日 一部改正

(総則)

第1条 この要綱は、南区子育て支援キャラクター「さくらんぼちゃん」の使用に関して必要な事項を定め、その適正な使用かつ積極的な活用を図ることにより、子育て支援活動の普及及び啓発を促進し、南区の子育てしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における定義は次のとおりとする。

- (1) 「さくらんぼちゃん」とは、南区子育て支援キャラクター「さくらんぼちゃん」に関する全ての総称をいう。
- (2) 「さくらんぼちゃん」の意匠とは、別図1に定めるデザインのほか、南区が作成及び保有するデザインとする。
- (3) 「さくらんぼちゃん」の着ぐるみとは、別図2に掲げる着ぐるみをいう。

(権利)

第3条 「さくらんぼちゃん」に関する一切の権利は札幌市に属し、「さくらんぼちゃん」を使用する者が自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(使用申請)

第4条 「さくらんぼちゃん」の意匠は、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

- 2 「さくらんぼちゃん」の意匠を使用しようとする者（以下「意匠使用申請者」という。）は、あらかじめ「意匠使用申請書」（様式1）を南区長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用申請を不要とする。なお、(2)に該当する場合は、その内容について、南区長に事前に通知するものとする。
 - (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が使用するとき。
 - (2) 南区内の町内会等の地域団体が、まちづくりに資する活動に使用するとき。
 - (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき。
 - (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）で定められている私的使用の範囲に該当するとき。
 - (5) 学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (6) その他、南区長が認めるとき。
- 3 前項の使用申請書には、「さくらんぼちゃん」の意匠を使用しようとする事業の企画書及び「さくらんぼちゃん」を使用した見本、その他南区長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 4 「さくらんぼちゃん」の意匠を使用する場合、その色及びポーズは原則として定められたもの（別図1）を使用するものとする。ただし、「さくらんぼちゃん」のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用（別図1を基に独自に立体化する場合や製品を作る場合も含む。）を認めることとし、その場合、使用申請者は「意匠変更使用申請書」（様式2）により申請し、南区長の承認を得たうえで使用できるものとする。なお、「さくらんぼちゃん」の意匠について、縦横比を維持したまま大きさを変更する場合については、申請を要しない。

- 5 「さくらんぼちゃん」の着ぐるみを使用しようとする者（以下「着ぐるみ使用申請者」）は、あらかじめ着ぐるみの空き状況を電話等で確認し、「南区子育て支援キャラクター「さくらんぼちゃん」着ぐるみ貸出票」（様式9）を南区長に提出し、貸出の可否を確認しなければならない。

（意匠の使用承認）

第5条 南区長は、前条第2項又は同条第4項の規定による申請に対し、「さくらんぼちゃん」の意匠の使用又は意匠の変更を承認するときは、「意匠使用承認通知書」（様式3）により、使用申請者に通知するものとする。

- 2 南区長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

（意匠の使用不承認）

第6条 南区長は、次の各号の一つに該当するときは、「さくらんぼちゃん」の意匠の使用を不承認とすることができる。

- (1) 南区及び「さくらんぼちゃん」のイメージを損なう、又は損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 札幌市が特定の個人や政治活動又は宗教活動を支援又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 使用申請内容に虚偽の申告があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、南区長が不適切な使用と認めるとき。

- 2 南区長は、前項の規定により使用を不承認とするときは、「意匠使用不承認通知書」（様式4）により、使用申請者に通知するものとする。

（着ぐるみ貸出の可否）

第7条 南区長は、第4条第5項の規定による申請に対し、貸出の可否について検討し、着ぐるみ使用申請者に通知するものとする。

- 2 前条第1項の各号の一つに該当するときは、「さくらんぼちゃん」の着ぐるみの使用を認めないこととする。

（使用期間）

第8条 「さくらんぼちゃん」の意匠使用期間は、一つの事業又は企画の開始から終了までとし、最長で1年間とする。なお、それを超える場合は、当該期間の満了日までに第4条第2項又は同条第4項の規定による申請を行い、第5条第1項の規定による使用の承認を受けなければならない。

- 2 「さくらんぼちゃん」の着ぐるみの使用期間は、原則として借受日と返却日を含めて1週間以内とする。

（使用料）

第9条 「さくらんぼちゃん」の使用料は、当面の間、無料とする。

（経費等の負担）

第10条 この要綱による使用申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務は、使用者の負担によるものとする。

(使用上の遵守事項)

第11条 「さくらんぼちゃん」に関する一切の権利及び権限は札幌市に属し、「さくらんぼちゃん」の意匠又は着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた権利を譲渡、又は転貸しないこと。
- (3) 使用者は、意匠法（昭和34年法律第125号）第3条第1項の規定による意匠登録又は商標法（昭和34年法律第127号）第3条第1項の規定による商標登録をしないこと。
- (4) 使用者は、「さくらんぼちゃん」の意匠の使用に際し、「南区子育て支援キャラクターさくらんぼちゃん」又は「さくらんぼちゃん」（以下「キャラクター表記」という。）のいずれかを表示し、南区の子育て支援キャラクターであることを明記すること。ただし、キャラクター表記の表示を不要と南区長が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 使用者は、「さくらんぼちゃん」の意匠を使用して作成した最終成果物（以下「二次的著作物」（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第11号に規定する二次的著作物をいう。）という。）を南区長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、二次的著作物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (6) 使用者は、前号に規定する二次的著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、札幌市に帰属させること。
- (7) 使用者は、「さくらんぼちゃん」の着ぐるみの使用に際し、別に定める取扱説明書を遵守し、常に良好な状態で管理し、適切に使用すること。なお、き損又は汚損した場合は、可能な限り原状回復に努めなければならない。

(意匠に関する承認内容の変更申請)

第12条 使用者は、承認を受けた意匠等の使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「意匠使用内容変更申請書」（様式5）を南区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 南区長は、前項の規定による申請に対し、その可否を決定したときは、「意匠使用内容変更承認通知書」（様式6）又は「意匠使用内容変更不承認通知書」（様式7）により、使用者に通知するものとする。
- 3 南区長は、必要があると認めるときは、第1項の承認に際し、条件を付すものとする。

(意匠に関する承認の取消)

第13条 南区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) その他南区長が取り消し又は中止することについて適当と認めるとき。
- 2 南区長は、前項の規定により取り消し又は中止させるときは、「意匠使用承認取消・中止通知書」（様式8）により、使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による取り消し又は中止を受けた者（以下「被取消者」という。）は、「さくらんぼちゃん」の意匠を使用してはならない。
- 4 第1項の規定による取り消し若しくは中止により被取消者に生じた損害について、札幌市は一切の責任を負わないものとする。
- 5 第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、当該行為により札幌市に生じ

た損害を賠償しなければならない。

（使用に際して生じた損害に対する責任）

第14条 札幌市は、「さくらんぼちゃん」の意匠の使用を承認又は着ぐるみの貸出を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、「さくらんぼちゃん」の意匠又は着ぐるみの使用により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、札幌市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、「さくらんぼちゃん」の意匠又は着ぐるみの使用に際して故意又は過失により札幌市に損害を与えた場合は、その損害を札幌市に賠償しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか「さくらんぼちゃん」の意匠又は着ぐるみの使用に関し必要な事項は、南区長が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

（附則）

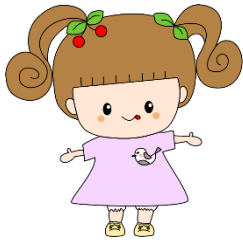
この要綱は、令和7年9月19日から施行する。

(別図 1)



 C0 M30 Y50 K0 R255 G179 B128	 C0 M29 Y63 K29 R180 G127 B66	 C0 M10 Y16 K0 R255 G230 B213	 C0 M67 Y67 K0 R255 G85 B85	 C43 M0 Y73 K22 R113 G200 B55
 C0 M7 Y33 K0 R255 G238 B170	 C4 M16 Y0 K0 R246 G213 B255	 C0 M15 Y15 K33 R172 G147 B147	 C0 M0 Y0 K100 R0 G0 B0	

さくらんぼちゃんイラスト (カラー)



全身 (基本)



足を開く



足を開く・両手をさげる



足を開く・両手をあげる



足を開いてウィンク



足を開いてにっこり



足を開いて腰に手



髪動く・足を開く
両手をあげる



髪動く・足曲げる
片手あげてウィンク



髪動く・足曲げる
片手あげてにっこり



髪動く・足を開く
両手をあげてにっこり



しゃがむ



後ろ姿



顔のみ



顔のみ
頭の上にセキレイコさん



振袖



ハロウィン



クリスマス



卒業



セキレイコさん
全身・足有



セキレイコさん
全身・足無



セキレイコさん
コスモスクわえる・足有



セキレイコさん
コスモスクわえる・足無



CO MO YO K15	CO MO YO K100
R217 G217 B217	R0 G0 B0

さくらんぼちゃんイラスト (白黒)



全身 (基本)



足を開く



足を開く・両手をさげる



足を開く・両手をあげる



足を開いてウィンク



足を開いてにっこり



足を開いて腰に手



髪動く・足を開く
両手をあげる



髪動く・足曲げる
片手あげてウィンク



髪動く・足曲げる
片手あげてにっこり



髪動く・足を開く
両手をあげてにっこり



しゃがむ



後ろ姿



顔のみ



顔のみ
頭の上にセキレイコさん



振袖



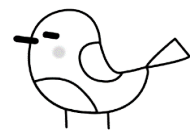
ハロウィン



クリスマス



卒業



セキレイコさん
全身・足有



セキレイコさん
全身・足無



セキレイコさん
コスモスクわえる・足有



セキレイコさん
コスモスクわえる・足無

(別図 2)

